

2022年5月13日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第20期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が創設されますので、不要となります株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に係る規定の削除、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めの新設等、所要の変更を行うため、定款を変更しようとするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

以 上

## 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u>  第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。  ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する効力発生日)</u>  第2条 第20期定時株主総会における定款第25条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。なお、本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または次条に定める株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</u>  第3条 前条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第20期定時株主総会における削除及び新設前の定款第25条はなお効力を有する。なお、本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または本条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>